

平成31年度 福島県立あさか開成高等学校Ⅱ期選抜募集要項

〒963-8018 郡山市桃見台15-1
TEL 024-932-1714

1 募集課程・学科

全日制(単位制)の課程・国際科学科

2 通学区域

県下一円とする。

3 募集定員

募集定員(200名)から、Ⅰ期選抜において合格内定の通知を受け、入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。

4 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受けた者は、Ⅱ期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

7 出願期間

平成31年2月13日(水)から2月18日(月)までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、792円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、平成31年2月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
- ② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの)

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
 なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 前頁(1)以外の者
- ① 入学願書（前頁(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
 なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
 ただし、志願者において消印しない。
 なお、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
 また、Ⅰ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 志願者は、自己申告書を提出した場合、自己申告書受領書を受け取る。
- (3) 提出期間は、平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。
 郵送の場合には、2月25日(月)の消印有効とする。
 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外からの出願

県外からの出願者は、前頁8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
 志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
 市町村長が発行する「住民票の写し」
 ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願者に対しては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで出願したとき

12 出願先変更

出願者は、平成31年2月19日(火)から2月21日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、Ⅱ期選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② Ⅱ期選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、Ⅱ期選抜出願先変更承認書及びⅡ期選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記Ⅱ期選抜出願先変更承認書及びⅡ期選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

県外からの出願者で、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、前頁10に示した「県外からの出願」を準用する。

15 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが、内容について精査する。
- (2) 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。
- (3) 集団面接を実施する。面接については、段階評価する。
- (4) 志願者から自己申告書の提出があった場合には、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

16 学力検査

- (1) 日 時 平成31年3月7日(木) 午前9時～午後3時10分
- (2) 日 程 午前8時15分までに本校第1体育館に集合すること。
外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

8:15	8:45	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
集合・点呼 諸連絡	休	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(15分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- (3) 会 場 福島県立あさか開成高等学校
- (4) 傾斜配点は実施しない。

17 面接

平成31年3月7日(木)の学力検査終了後に行う。
午後3時30分～午後5時(予定)

18 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、直線定規又は三角定規

(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

- ※ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ※ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

19 合格者発表

- (1) 平成31年3月14日(木)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

20 障がい等のある志願者についての配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
 - ② 願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

21 その他

(1) Ⅱ期選抜で不合格になった者についての取扱い

Ⅱ期選抜で不合格となった者が、Ⅲ期選抜に出願するときは、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。